

水資源機構所有の排水ポンプ車 2 台が 佐賀県武雄市と杵島郡大町町で排水支援を開始しました。

(独) ^{みずしげんきこう}水資源機構 (以下「機構」という。) は、昨日、記録的豪雨に見舞われ、甚大な浸水被害を受けている ^{さがけんたけおし}佐賀県武雄市と ^{きしまぐんおおまちちょう}杵島郡大町町において、国土交通省九州地方整備局からの要請を受け、 ^{ろっかくがわ}六角川にある ^{かわそえがわ}川添川排水機場 (武雄市) と ^{おおまちばし}大町橋 (大町町) での排水支援を行うため、機構所有の排水ポンプ車 2 台及び職員を昨日から派遣しました。

なお、今回の支援は、機構理事長と国土交通省九州地方整備局長との間で平成29年12月に締結された「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定書」*に基づき要請を受けたものです。

※ 地震・大雨等の災害発生時に備えた危機管理体制を強化するため、災害が発生した場合に、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び円滑な災害復旧活動に資する災害対策用機材等の相互融通を円滑に実施することを目的とした協定。内容はつぎのとおり。

- ① 災害時の災害対策用機材等の相互融通
- ② 災害時の災害応急対応状況の情報共有
- ③ 災害時の情報連絡員 (リエゾン) の相互派遣
- ④ 災害時の相互で実施した災害応急対応等状況の広報実施

令和元年 8 月 2 9 日



独立行政法人 水資源機構

発表記者クラブ

国土交通省九州記者会
九州建設専門記者クラブ
久留米市政記者クラブ
佐賀県政記者クラブ

問い合わせ先

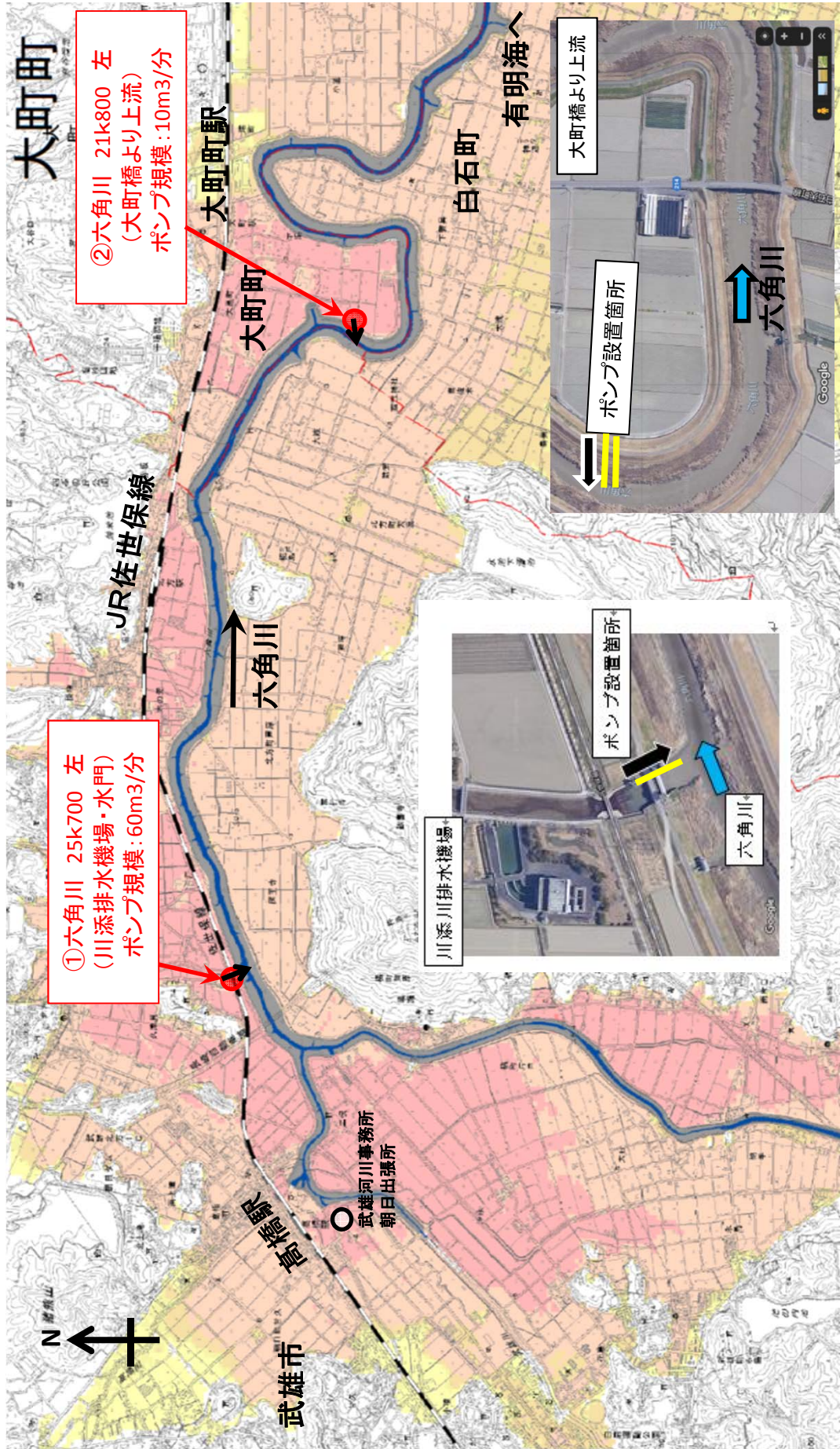
独立行政法人 水資源機構 筑後川局 総務課長 ^{なかやま}中山
施設管理課長 ^{おぐり}小栗

住 所：福岡県久留米市東町 4 2 - 2 1

電 話：0 9 4 2 (3 4) 7 0 0 1

【水資源機構】排水ポンプ車設置位置図

令和元年8月28～29日



水資源機構 排水ポンプ車の設置について（速報）

<令和元年8月28日（水）18:00 出動>

水資源機構筑後川局は、「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」（H29.12.18締結）に基づき、大雨による六角川水系六角川（佐賀県武雄市）の排水支援のため、水資源機構が保有している排水ポンプ車を出動しました。



（派遣者 総勢5名）

<令和元年8月28日（水）21:00頃 武雄河川事務所 朝日出張所>

28日遅くに武雄河川事務所朝日出張所へ到着し、出張所長とポンプ車の設置位置などを手短かに打合せました。打合せの結果、川添川排水機場（六角川 25K700 左岸）へ毎分 60 立方メートル規模のポンプ車、大町橋の上流（六角川 21K800 左岸）に毎分 10 立方メートル規模のポンプユニットを設置することとなりました。打合せの後、すぐに設置作業に取りかかります。

<令和元年 8 月 28 日（水） 21:40 頃 川添川排水機場到着>

21:40 頃、朝日出張所の先導で川添川排水機場へ到着。排水機場までの道中も、浸水箇所が複数見られる状態でした。ポンプ車設置位置や排水経路確認のために周辺状況を確認した後、22:30 頃よりポンプの設置作業を直営にて開始しました。



●川添川(排)川添水門(2019/08/29 1:00 現在)



写真は http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/bousai/PC/map_top.php よりキャプチャー
(平面写真は Google Map より 座標：33. 211612, 130. 058778)

川添川排水機場には機構のポンプ車 1 台が設置され、日付が変わった 29 日 3:15 頃より毎分約 60 立方メートルの排水を開始しました。なお、当該箇所の排水が終わらなければ、国道 34 号の通行を回復することが出来ないとのことで、重要箇所での排水作業となります。

川添川排水機場での設置作業が終わったため、次の場所へ向かいます。

(1) 設置作業



(2) 設置状況外観



(3) 12本の排水パイプ



(4) 排水状況



<令和元年8月29日(木) 3:50頃 大町橋付近左岸到着>

3:50頃、大町橋(六角川 20K400)に到着しました。水没した道路の先は真っ暗で何も見えませんが、報道されている病院があります。現地には国土交通省の災害対策用の車両が到着していました。設置場所である六角川 21K800 左岸へ向かいます。



2箇所目の設置場所で、延岡河川国道事務所や大隅河川国道事務所からの排水支援車両と合流し、設置作業に取りかかります。国土交通省が設置したポンプの横に増設し、4:45頃から毎分10立方メートルの排水を開始しました。

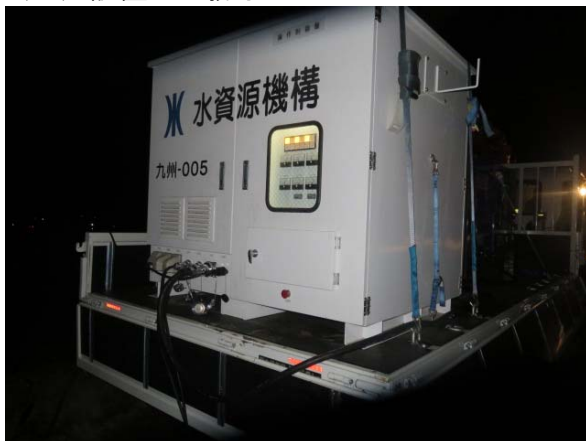
(5) 国土交通省の排水支援と合流



(6) ポンプの増設作業



(7) 設置した排水ポンプ



(8) 排水中 ※手前の2本が機構分

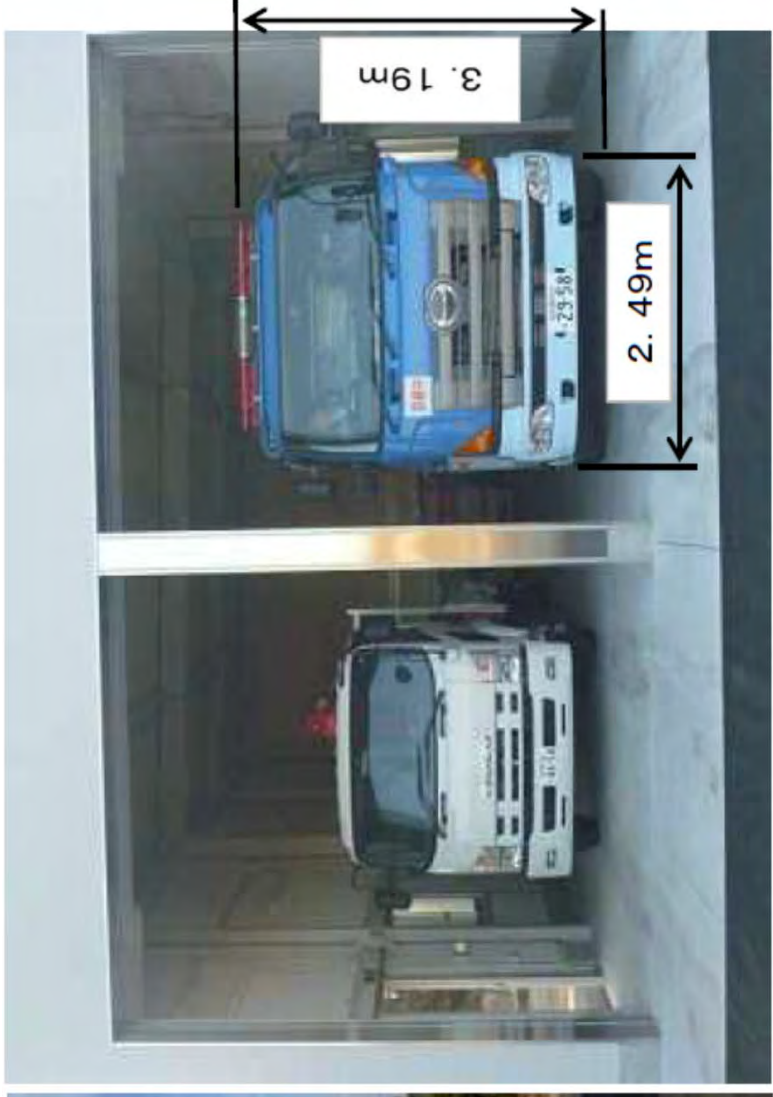


<令和元年8月29日(木) 6:20頃 筑後川局へ帰還>

6:20頃、全員泥だらけになりながら、無事、筑後川局へ帰還しました。

今回派遣した排水ポンプ車（1）

吐出量： 60 m³/min
乗車定員： 2人
免許区分： 大型自動車免許
配備事務所： 水資源機構筑後川局 筑後川下流用水管理室



今回派遣した排水ポンプ車（２）

吐出量：10m³/min
 構成：ポンプパッケージ＋発電機（クレーン付きトラックに搭載して運搬）
 トラック免許区分：中型自動車（8t限定）免許
 配備事務所：水資源機構筑後川局筑後川下流用水管理室

（ポンプパッケージ、発電機）



（ポンプパッケージ、発電機 クレーン付トラック搭載状態）



平成29年12月18日
国土交通省九州地方整備局
独立行政法人水資源機構

記者発表資料

九州地方整備局と水資源機構は、 「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」 を締結しました

国土交通省九州地方整備局と独立行政法人水資源機構は、今般、地震・大雨等の災害発生時に備えた危機管理体制を強化するため「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」を締結しました。(12月18日付け)

この協定により、九州地方整備局が有する災害対策用機材等(排水ポンプ車、照明車等)と、水資源機構が有する災害対策用機材等(排水ポンプ車、可搬式浄水装置等)を相互に融通し、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧等の災害対策を、より迅速かつ円滑に進めることが可能となります。

さらに、それぞれの災害対策本部に情報連絡員(リエゾン)を派遣して、被害状況や災害応急対策の実施状況等の情報共有を図ることとしています。

これらの取組により、危機的状況に対し、よりの確に対応していきます。

【目的】

九州地方整備局管内において、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び円滑な災害復旧活動に資するため、災害対策用機材等の相互融通を円滑に実施する。

【協力の内容】

- ・災害時の災害対策用機材等の相互融通
- ・災害時の災害応急対応状況の情報共有
- ・災害時の情報連絡員(リエゾン)の相互派遣
- ・災害時の相互で実施した災害応急対応等状況の広報実施 等

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 九州地方整備局 TEL : 092-471-6331 (代表)

TEL : 092-476-3544 (直通)

企画部 防災課長 なかむら 中村 せいごう 星剛 (内線3411)

独立行政法人 水資源機構 筑後川局 TEL : 0942-34-7001 (代表)

企画調整課長 なかみち 仲道 たかし 貴士 (内線321)

相互融通する主な災害対策用機材等

九州地方整備局



対策本部車



情報収集車



衛星通信車



排水ポンプ車



待機支援車



照明車

独立行政法人水資源機構



ポンプ車：60m³/min（大型自動車）



ポンプ車：30m³/min（中型8t車）



可搬式浄水装置1号機



可搬式浄水装置2号機

災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長増田博行（以下「甲」という。）と、独立行政法人水資源機構理事長甲村謙友（以下「乙」という。）とは、災害時における九州地方整備局管内の災害対策用機材等の相互融通に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、九州地方整備局管内において地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び円滑な災害復旧活動に資するため、災害対策用機材等の相互融通を円滑に実施することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、九州地方整備局管内の水資源開発水系に関係する地域（以下条において「関係地域」という。）における災害発生箇所とする。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認めるときは、相手方の所有する災害対策用機材等の提供又は貸与について、要請をすることができるものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める要請があったときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

3 甲及び乙は、災害応急対応の円滑な実施に資するよう、第1項に定める要請の有無にかかわらず、関係地域において自ら実施する災害応急対応の状況について、情報共有に努めるものとする。

4 甲及び乙は、相手方から情報連絡員（リエゾン）の派遣に係る申し出があったときは、可能な限りこれに応じるとともに、的確な情報共有について配慮するものとする。

5 甲及び乙は、自らの災害応急対応等の状況に加え、相手方による災害応急対応等の状況について、広報に努めるものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、本協定の円滑な実施に資するため、相互の連絡体制を整備し、これに関する最新の情報を共有するものとする。

（災害対策用機材等に係る情報の共有）

第5条 甲及び乙は、災害対策用機材等の円滑な相互融通に資するため、双方の所有する災害対策用機材等に係る最新の情報を整理し、これを共有するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1項に定める要請に基づき相手方の所有する災害対策用機材等を使用する場合、災害対策用機材等の使用に要する経費については、原則として第3条第1項の要請を行う者が負担（資材の使用にあつては、同一規格の資材の補充を含む。）するものとする。ただし、これによることが困難又は不適當な場合は、適正な負担について個々に協議して定めることができる。

(損害の負担)

第7条 本協定の実施に伴い、甲及び乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合又は災害対策用機材等の損害が生じた場合には、その費用の負担については甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに、甲及び乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲及び乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申出の時期は廃止する期日の1箇月前までとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月18日

甲 国土交通省
九州地方整備局長 増田博行



乙 独立行政法人水資源機構
理事長 甲村謙友

